

公告

次のとおり市有地を一般競争入札により売り払いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 及び東御市財務規則（平成 16 年規則第 36 号。以下「規則」という。）第 106 条の規定により、公告します。

令和 6 年 4 月 15 日

東御市長 花岡 利夫

1 入札に付する事項

入札により売り払う物件（以下「入札物件」という。）は、次のとおりです。

物件番号	物件の名称	面積	地目
	所在及び地番	売払最低価格	用途地域
6-1	鞍掛公有地	合計 1,173.38 m ²	宅地
	東御市鞍掛字上河原 3 番 1	15,000,000 円	工業地域

※ 入札物件の詳細は別紙の「物件概要書」をご覧ください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項又は規則第 104 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号の規定に該当する者（法人、事業所、団体等の役職員が該当する場合を含む。）でないこと。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。
- (5) 入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する本市の職員でないこと。

3 入札参加申込書の提出方法

- (1) 提出期間 令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 5 月 15 日（水）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※ 郵送の場合も令和 6 年 5 月 15 日（水）必着

- (2) 提出場所 東御市総務部総務課契約財産係

- (3) 提出方法

下記 5 で交付する入札説明書に記載の方法により提出してください。

4 入札の場所・日時等（予定）

- (1) 場所 東御市役所本館 2 階 全員協議会室（大会議室）
- (2) 日時 令和 6 年 5 月 30 日（木）午前 10 時 30 分から
- (3) 受付 当日の午前 10 時 15 分から午前 10 時 30 分まで

5 入札説明書の交付場所・問合せ先等

(1) 交付場所及び問合せ先

東御市総務部総務課契約財産係（東御市役所本館2階）

〒389-0592 東御市 281-2

電話 0268-64-5805

(2) その他

入札説明書は東御市ホームページからダウンロードすることができます。

6 入札保証金

入札参加者は、規則第110条第1項の規定による入札保証金として、入札参加者の見積もる契約金額の100分の5以上に相当する額を、別に定める期限までに、別に定める方法により納付してください。（千円未満切り上げ）

7 入札の無効

規則第112条各号に該当する入札書は、無効とします。

8 入札手続等

(1) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(2) 落札者の決定

東御市が定めた売払最低価格以上で入札した者のうち、最高の価格を入札した者を落札者として決定します。ただし、落札となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

(3) 契約保証金

落札者は売買契約締結に際し、規則第124条第1項の規定による契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければなりません（千円未満切り上げ）。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。